

議案第6号

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年2月27日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年西海市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 2 交通船の甲板員又は機関員の職に任用されたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例第10条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、前条の規定による報酬のほか、特殊勤務手当に相当する報酬を特殊勤務手当条例第10条に規定する計算方法により支給する。
- 3 多目的船の船長の職に任用されたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例第10条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、前条の規定による報酬のほか、特殊勤務手当に相当する報酬を特殊勤務手当条例第10条に規定

する額を超えない範囲内において規則で定めるところにより支給する。

第20条に次の1項を加える。

- 2 交通船の船長又は機関長の職に任用されたフルタイム会計年度任用職員には、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、給与条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

別表中「

交通船甲板員	給与条例別表第2 海事職給料表に定める 1 級における最高の号給の給料月額
多目的船船長	給与条例別表第2 海事職給料表に定める 4 級における最高の号給の給料月額

」を「

給与条例別表第2 の適用を受ける職務として別に定める職務のうち、定型的な業務を行う甲板員又は機関員の職務	給与条例別表第2 海事職給料表に定める 1 級における最高の号給の給料月額
給与条例別表第2 の適用を受ける職務として別に定める職務のうち、船長又は困難な業務を処理する機関長の職務	給与条例別表第2 海事職給料表に定める 4 級における最高の号給の給料月額

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 平成元年12月24日 西海市条例第14号 第1条～第4条 (略) (特殊勤務に係る報酬) 第5条 (略) <u>2 交通船の甲板員又は機関員の職に任用されたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例第10条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、前条の規定による報酬のほか、特殊勤務手当に相当する報酬を特殊勤務手当条例第10条に規定する計算方法により支給する。</u> <u>3 多目的船船長の職に任用されたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例第10条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、前条の規定による報酬のほか、特殊勤務手当に相当する報酬を特殊勤務手当条例第10条に規定する額を超えない範囲内において規則で定めるところにより支給する。</u> 第6条～第19条 (略)	西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 平成元年12月24日 西海市条例第14号 第1条～第4条 (略) (特殊勤務に係る報酬) 第5条 (略) 第6条～第19条 (略)

新		旧	
(特殊勤務手当)		(特殊勤務手当)	
第20条 (略)		第20条 (略)	
<u>2 交通船の船長又は機関長の職に任用されたフルタイム会計年度任用職員には、その者の勤務形態、職務の内容及び責任を考慮して、給与条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。</u>			
第21条～第27条 (略)		第21条～第27条 (略)	
別表 (第4条、第15条関係)		別表 (第4条、第15条関係)	
職種、職名又は基準となる職務	月額	職種、職名又は基準となる職務	月額
(略)		(略)	
<u>給与条例別表第2の適用を受ける職務として別に定める職務のうち、定型的な業務を行う甲板員又は機関員の職務</u>	<u>給与条例別表第2海事職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額</u>	交通船甲板員	給与条例別表第2海事職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
<u>給与条例別表第2の適用を受ける職務として別に定める職務のうち、船長又は困難な業</u>	<u>給与条例別表第2海事職給料表に定める4級における最高の号給の給料月額</u>	多目的船船長	給与条例別表第2海事職給料表に定める4級における最高の号給の給料月額
		(略)	

新		旧
<u>務を処理する機関長の職務</u>		
(略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。